

Ⅲ 介護予防・日常生活支援総合事業

1. 介護予防・日常生活支援総合事業とは

65 歳以上の方を対象に、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために
行っている事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業には、要介護認定で要支援 1・2 の判定を受けた方や、事業対象
者が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と、65 歳以上のすべての方が利用できる「一般介
護予防事業」があります。

2. 介護予防・生活支援サービスとは

要支援 1・2 または事業対象者と認定され、生活機能の低下がみられる方は、訪問型サービス
と通所型サービス、介護予防ケアマネジメントを利用することができます。

＜訪問型サービス＞

- ・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）に相当するサービス
- ・短期的に集中して行う訪問による支援サービス（訪問型サービスC）

＜通所型サービス＞

- ・介護予防通所介護（デイサービス）に相当するサービス
- ・短期的に集中して行う通所による支援サービス（通所型サービスC）

＜介護予防ケアマネジメント＞

- ・介護予防、自立支援を目的としたアセスメント（課題分析）、サービス計画の作成、モニタリ
ングを行うサービス

利用までの流れ

<初めて利用する方>

要介護認定の申請

介護保険認定申請を行い、要支援 1・2 の認定結果が出た方が対象です。

ケアプランの作成

介護予防・生活支援サービスを利用できます。（介護予防サービスも利用可）利用を希望される方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへケアプランの作成を依頼してください。担当の地域包括支援センターについては、認定の結果通知に資料を同封しています。

サービスの利用開始

介護予防・生活支援サービスを利用した際に、サービス提供事業者に対してサービスの費用の 1～3 割を支払います。

<要支援・事業対象者の認定を持っている方>

基本チェックリストを受け、申請（認定期間更新時）

本人、家族または居宅介護支援事業所・地域包括支援センターの代行により介護保険課に申請してください。

【申請に必要なもの】

- ① 実施した基本チェックリスト（介護保険課または居宅介護支援事業所などにあります。また、ホームページからダウンロードも可能です。）
- ② 介護保険被保険者証

認定

基本チェックリストの項目別に判定した結果、生活機能の低下がみられ、生活支援が必要となった方は、事業対象者となります。

ケアプランの作成

【事業対象者と認定された方】

介護予防・生活支援サービスのみ※利用できます。利用を希望される方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへケアプランの作成を依頼してください。

※介護予防サービスは利用できません。利用を希望する場合は認定申請を行ってください。

サービスの利用開始

介護予防・生活支援サービスを利用した際に、サービス提供事業者に対してサービスの費用の 1～3 割を支払います。

3. 短期集中予防サービス（短期集中リハビリ教室）

基本 3 ヶ月の通所（運動の教室）とリハビリテーション専門職が日常生活などのアドバイスを自宅にて行う訪問を組み合わせたサービスです。参加者の目標に合わせて通所と訪問を一体的に行います。

（1）対象者

要支援 1・2、事業対象者

※リハビリテーション専門職によるサービスや予防通所介護に相当する通所型サービスを利用している場合は対象となりません。

（2）通所（教室）

＜曜日・時間＞ 火曜日、金曜日の午前中（2 回／週、基本 3 ヶ月）

＜場 所＞ 保健福祉総合センター

＜費 用＞ 2,000 円／月

（3）訪問

理学療法士または作業療法士が自宅へ訪問します。

通所の前後及び通所中に、毎月 1 回自宅へ訪問します。

（4）申し込み

担当介護支援専門員（ケアマネジャー）または地域包括支援センターに相談してください。

短期集中リハビリ教室

ふらついて転倒しそうなので、外出を減らしている。

調理や掃除が行いにくくなってきた。

入浴時の転倒が心配。

手術を受けて退院したけれど、体力・筋力が落ちて、以前できていたことができなくなった。



そんな方のために、**短期間のリハビリを目的とした教室プログラム**があります！！

リハビリの専門職が自宅へ訪問

目標を決めて、運動に取り組みましょう。
日常生活におけるアドバイスも行います。



リハビリ職と検討した 3 ヶ月の

特別プログラムを教室で実施！

訪問でのアドバイスも行います！



最終訪問

目標達成の確認

3 ヶ月の運動の教室と、リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士）が日常生活等のアドバイスを自宅にて行う訪問を組み合わせたプログラムを実施します。ご自身の目標に合わせて積極的に取り組みましょう！

4. 一般介護予防事業

65 歳以上の方を対象に、要介護（支援）状態になることの予防や悪化の軽減、防止を目的に行う事業です。

（１）介護予防教室

＜ふくまる元気アップ教室＞

運動を中心とし、栄養・口腔機能・認知症予防に関する講話・ミニ講話を取り入れた健康運動教室です。市内 4 箇所で実施しています。

＜脳トレエクササイズ＞

認知症予防の教室です。脳を活性化させる運動を認知症についてのミニ講話を交えながら行う教室です。

※ふくまる元気アップ教室と脳トレエクササイズや通所介護（通所型サービスを含む）・通所リハ（予防通所リハを含む）との同時参加はできません。

（２）介護予防講座

栄養・口腔機能・認知症予防についての講演会、調理実習を実施しています。

介護予防教室・講座の開催日程や開催場所は市の広報誌などにてお知らせします。

（３）出前講座

地域高齢者の集いなどに出向き、介護予防（口腔・栄養・転倒予防など）に関する講義や体操などを実施します。

（４）地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組（高齢者の機能維持、自立支援の強化）を推進する事業です。

リハビリテーション専門職や管理栄養士が地域包括支援センター職員、介護支援専門員にアドバイスします。

※対象となるのは、要支援 1・2、事業対象者、要介護 1・2の方を支援する地域包括支援センター職員、介護支援専門員です。

その他、医師や薬剤師による健康相談を実施しています。

今後、地域住民のみなさんが主役になって取り組む介護予防活動（通いの場やボランティア活動など）を育て、支援していきます。

【お問い合わせ】

地域支援課（市役所 2 階 6 番窓口） ☎752-1111（内線 380・381）